かかりつけ医の方へのお願い

(1)患者連絡票とは

通院中の定期的な運動が望ましい患者さん(区内在住・在勤18歳以上)が健康増進センターでの運動を希望する際に、安心して運動を開始できるよう、かかりつけ医と康増進センターとで情報共有をするための様式です。

(2) 「患者連絡票」の作成

- ① <u>健康増進センターで運動を開始したい方</u>の患者連絡票を作成ください。 ※ホームページ 様式2「患者連絡票」作成例を参考
- ② 作成後、患者さんへお渡しください。 ※お渡しする際に「健康増進センターへ提出し、運動を開始してください」とお伝えください。

(3) 「患者連絡票」作成に係る文書料について

- ①<u>区から文書料をお支払いします</u>ので、患者さんから文書料を受領しないようお願いします。
- ②<u>患者さんが患者連絡票を持って健康増進センターに来た場合のみ、</u>支払い対象とさせていただきます。
 - ※患者さんが定期的な運動に繋がることを目的としているため
- ③請求方法等につきましては、下記までお問合せいただきますよう、よろし くお願いいたします。